

令和6年2月29日
資料提供

問い合わせ先
環境生活総務課 環境計画班
松下、野中（内線2674）
（直通）073-441-2674

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づく 太陽光発電事業計画（印南町南谷）の縦覧及び意見募集について

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、下記のとおり太陽光発電事業計画等を縦覧します。縦覧期間中において、利害関係を有する方は、環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地から意見を提出することができます。

記

1 太陽光発電事業の概要

事業者		日本 BSL 株式会社
事業 1	事業の名称	印南町南谷第1太陽光発電所
	事業区域の所在地	日高郡印南町大字南谷字切山谷260番 外29筆
	事業の規模	499.5kW（16,823㎡）
事業 2	事業の名称	印南町南谷第2太陽光発電所
	事業区域の所在地	日高郡印南町大字南谷字切山谷295番 外6筆
	事業の規模	499.5kW（19,349㎡）
事業 3	事業の名称	印南町南谷第3太陽光発電所
	事業区域の所在地	日高郡印南町大字南谷字切山谷196番1、197番1、206番
	事業の規模	499.5kW（8,307㎡）

2 縦覧及び意見募集期間

令和6年2月29日（木）から同年3月29日（金）まで

3 縦覧場所等

縦覧場所	縦覧時間	縦覧できない日
和歌山県庁 環境生活総務課（県庁本館4階） 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL：073-441-2674	9:00～17:45	土、日、祝日
日高振興局健康福祉部衛生環境課（御坊保健所） 御坊市湯川町財部859-2 TEL：0738-22-3481		

4 意見提出方法

意見提出方法	提出先等
直接提出 （縦覧可能な日時のみ）	①和歌山県庁 環境生活総務課 ②日高振興局健康福祉部衛生環境課（御坊保健所）
郵送	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁 環境生活総務課（当日必着）
FAX	073-433-3590（県環境生活総務課）
電子メール	e0320003@pref.wakayama.lg.jp（県環境生活総務課）

各縦覧場所に意見書用紙を設置しています。また、県環境生活総務課のホームページから意見書用紙のダウンロードができます。

(注) 今回、以下に示す 3 つの太陽光発電事業に関し、同時に縦覧を実施しています。意見書の提出にあたっては、どの計画に対する意見であるかを明確にしてください。

事業 1 : 「印南町南谷第 1 太陽光発電所」

事業 2 : 「印南町南谷第 2 太陽光発電所」

事業 3 : 「印南町南谷第 3 太陽光発電所」

5 事業計画等の公表

太陽光発電事業の計画等については、下記のとおり事業者により公表されています。

計 画 概 要 : <https://lapsolar.co.jp/>

計画書一式 : みずほ会館 (日高郡印南町大字南谷 102)

6 その他

下記ホームページにて、公告の内容や条例の詳細を確認することができます。

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 (和歌山県環境生活総務課)
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/taiyokojorei/gaiyo.html>